

学童保育士資格認定（A級）カリキュラム〈学生〉

科目群	授業科目名	単位数	必要単位数			備考
			必修	選択必修	選択	
【A領域】 学童保育の原理・理念に関する基礎的科目	学童保育論	2 (30)	2			1. 学童保育士資格を取得するには、「学童保育の原理・理念に関する基礎的科目（A領域）」に掲げる授業科目のなかから14単位、「子ども理解・子どもの発達に関する科目（B領域）」に掲げる科目のなかから12単位、「学童保育のカリキュラムと指導法・援助法に関する科目（C領域）」に掲げる科目のなかから20単位及び「実習に関する科目（D領域）」に掲げる科目のなかから4単位を修得しなければならない。
	教育原理	2 (30)		} 2		
	保育原理	2 (30)				
	指導者・援助者論	2 (30)	2			
	社会的養護	2 (30)	2			
	教育福祉論	2 (30)		} 6		
	児童家庭福祉論	2 (30)				
	社会福祉論	2 (30)				
	地域福祉論	2 (30)				
	障害者福祉論	2 (30)				
合計	20		14			
【B領域】 子ども理解・子どもの発達に関する科目	学童期の発達と心理	2 (30)	2			2. 【C領域】については、保育系科目、教育系科目または福祉系科目のいずれかから10単位、および保育・教育・福祉共通科目のなかから10単位を修得するものとする。
	心理臨床論	2 (30)	2			
	障害児の発達と教育	4 (60)	4			
	小児保健	4 (60)	4			
	合計	12		12		
【C領域】 学童保育のカリキュラムと指導法・援助法に関する科目	保育内容論	2 (30)	2			3. 【C領域】の「保育・教育・福祉共通科目」10単位については、当該欄に掲げた科目のほか、保育系、教育系および福祉系で10単位を上回って修得した単位数を算入することができる。 4. 【C領域】の「保育・教育・福祉共通科目」のうち、音楽、造形、スポーツにあつては、大学・短大・専門学校において、教員免許または保育士資格の課程認定を受けた科目とする。 5. 【D領域】の学童保育実習の1週分は、大学・短大・専門学校で開設された保育実習、教育実習、社会福祉施設実習で代替することができる。 6. 【D領域】において、学童保育所での指導員としてのアルバイト勤務時間を、160時間の勤務で学童保育実習（4単位）として認定する。なお、160時間に満たない場合も勤務時間の半分を時間数として認定する（例：100時間勤務認定された場合、学童保育実習の50時間分として認定する→残り30時間の実習が必要）。
	保育課程論	2 (30)	2			
	保育内容研究Ⅰ（身体）	2 (30)		} 4		
	保育内容研究Ⅱ（仲間）	2 (30)				
	保育内容研究Ⅲ（環境）	2 (30)				
	保育内容研究Ⅳ（言葉）	2 (30)				
	保育内容研究Ⅴ（表現）	2 (30)				
	保育内容研究Ⅵ（表現）	2 (30)				
	保育方法論	2 (30)	2			
	保育系 合計	16		10		
	教育実践論	2 (30)	2			
	生活指導論	2 (30)	2			
	教科外活動論	2 (30)	2			
	教育相談論	2 (30)	2			
	スポーツ指導法	2 (30)		} 2		
	芸術指導法	2 (30)				
	教育系 合計	12		10		
	ソーシャルワーク	2 (30)	2			
	ソーシャルワーク演習	1 (30)			1	
	社会福祉方法論	2 (30)	2			
	レクリエーション理論	2 (30)			2	
	レクリエーション演習	2 (60)			2	
	スクールソーシャルワーク	2 (30)	2			
	スクールソーシャルワーク演習	1 (30)			1	
	福祉系 合計	12		10		
	音楽	2 (30)			2	
	造形	2 (30)			2	
スポーツ	2 (30)			2		
小児栄養	2 (30)			2		
知的障害児指導法	2 (30)			2		
聴覚障害児指導法	2 (30)			2		
相談援助法	2 (30)			2		
家庭支援論	2 (30)			2		
社会的養護の内容と方法	2 (30)			2		
児童文学	2 (30)			2		
保育・教育・福祉共通 合計	20		10*			
合計			20**			
【D領域】 実習に関する科目	学童保育実習	80時間	4			
				4		
総単位数		50				